

「平成24年度梅雨前線豪雨災害」に係る災害復旧工事における
配置技術者の雇用関係の取扱いについて

「平成24年度梅雨前線豪雨災害」に係る災害復旧工事について、配置技術者の雇用関係の特例措置として、以下のとおり取り扱うこととする。

1. 対象工事

中津市が発注する土木一式工事及び舗装工事のうち、工事内容が一般的で高度な技術を要しない工事。ただし、専任の監理技術者の雇用関係については、平成24年度梅雨前線豪雨災害に伴う災害復旧工事に限る。

2. 主任技術者、専任の主任技術者及び専任の監理技術者の雇用関係

上記対象工事に配置される主任技術者、専任の主任技術者及び専任の監理技術者については、受注者との間に、契約締結日の前日までに直接的な雇用関係があることを要件とする。

(現行：開札日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることを要件とする。)

3. その他

雇用関係の確認については、従来どおり、健康保険被保険者証の写し等により行う。

なお、契約書類提出時に社会保険の加入手続き中により健康保険被保険者証が添付できない場合は、雇用契約書の写しや雇用証明書等により確認を行う。

4. 適用時期

本措置は平成25年2月1日以降に指名通知する対象工事案件について、当面の間、適用する。

本措置の改正については、平成25年7月1日以降に指名通知する対象工事案件について、当面の間、適用する。